

路線バスにおける不正乗車等への対応について

1 趣旨

路線バスにおける不正乗車等の事案が後を絶たないことから、交通事業者における措置を整理及び強化するため、及び協議会構成団体のそれぞれの役割分担のもと、協力・連携して抑止力を上げることにより不正乗車等を減らすため、現段階における対応策についてまとめるもの

2 事例（特に高校生が多い。）

(1) 犯罪行為（思われるもの含む。）

- ア 期限切れ定期の使用。月日をケースや指で隠し、運転手の目視での確認を妨げる事例もある。
気がつかなかったと申告するケースもあり。
- イ 定期券の複製及び使用
- ウ 定期券を複数人で使いまわす行為（1人目が降車後、外で待つ2人目に渡して使用など）
- エ 料金の支払いをせず、降車口から降りず乗車口から降りる行為（無賃乗車）
- オ おもちゃのメダル等を使用し、バスに乗車する行為
- カ 他人の学生手帳での定期券購入等

(2) 迷惑行為（思われるもの含む。）

- ア バス停の縁石に座り、道路に足を延ばしている行為
- イ バスがバス停に停車する直前、バス触れるほどに近づく行為
- ウ 家庭ごみ（アイスのごみ）等の放置をする行為
- エ 2人掛けの椅子に荷物を置いて乗車をする行為
- オ 友人と受忍限度を超える音量で、車内で話をする行為
- カ バス停付近で立ち、バスを停車させるも、乗車の意思表示がない行為

3 対応策（案）

(1) 交通事業者

- ア 刑事的措置
 - a 被害届の提出
 - b 事案が悪質な場合又は民事で誠実な対応がされない場合には行為生徒に対する刑事告訴
- イ 民事的措置
 - a 保護者又は生徒に対し、一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和62年運輸省告示第49号）に基づく割増運賃等を請求
 - b 支払が遅滞なく履行されない場合には、提訴等の法的措置に移行
- ウ 事案の公表
 - a 報道機関等に対し、事案を公表
 - b 車内、ホームページ等への事案の掲載

(2) 構成団体

- ア 不正乗車等への対応を強化していくことに関する広報、周知等
- イ 交通事業者との協力、連携及び交通事業者への助言

4 今後の予定

(1) 対応するための環境等の整備

ア 共通 措置に関する簡易的な手引きの作成

イ 刑事的措置 証拠の保全（ワンマンの限界があるため、基本的には現状のとおり。なお、現金よりもチケットQRのほうが、IDが残ることからより証拠力がある。）

ウ 民事的措置 相手方の情報の取得、割増運賃等の請求に係る債務確認書、不払いの場合の催告書などの書面整備

(2) 適法な対応のための簡易的な手引きの作成（刑事的措置。約款の抜粋など。）（交通事業者は捜査機関でない。）

(3) 広報、周知等

(4) 教育的観点からのアプローチ